

令和8年度岐阜県インバウンド向け デジタルマーケティング・プロモーション支援業務仕様書

1. 委託業務の目的

岐阜県では、インバウンド誘客促進対策として高まるオンライン需要を捉え、外国人旅行者向け動画の制作、多言語 Web サイト「VISIT GIFU」（以下、県 Web サイト）の構築・運用、SNS を活用した情報発信など、コロナ禍においても本県のブランド力及び認知度の向上に向けて、デジタルの側面からのインバウンド誘客の取り組みを推進してきた。

本県のインバウンドは、コロナ禍から完全に復活し令和6年には外国人延べ宿泊者数が過去最高を更新、令和7年7～9月期の旅行者の消費額は99億円で全国17位であるが、消費単価は平均4.0万円で全国35位であり未だ全国平均に及ばない状況にある。

そのため本県では、主に欧米豪市場の高付加価値旅行者をターゲットとして、本県ならではの観光資源の魅力を最大限活用した着地型体験コンテンツを造成し、インバウンド及び観光消費額の増大のための取り組みにも注力してきた。

そこで本事業では引き続きデジタルマーケティング手法を活用したプロモーションを通じ、高付加価値旅行者をはじめとする世界の旅行者に対して、本県が世界に誇る魅力的な観光情報を効果的・効率的に発信するとともに、前述の着地型体験コンテンツの販促を意識したWebサイトの改善等を通して、インバウンド・観光消費額の増大を目指す。

【参考】

<高付加価値旅行の定義>

訪日旅行1回あたりの旅行での総消費額 100万円/人以上の旅行者

※国際航空券代は除く

<地方における高付加価値なインバウンド観光地づくりに向けたアクションプラン（観光庁策定）>

<https://www.mlit.go.jp/kankocho/content/001735390.pdf>

2. 委託業務名

令和8年度岐阜県インバウンド向けデジタルマーケティング・プロモーション支援業務

3. 委託業務期間

契約締結日から令和9年3月19日（金）

4. 委託業務の内容

受託者は、岐阜県のデジタルマーケティング推進に係る下記の業務を適宜、県と協議の上、効果的且つ適正に実施すること。

(1) 県 WEB サイトの分析、アクセス解析

4(2)、4(3)等を念頭に置き、県 WEB サイトへの流入増、戦略的な情報発信を図るため、Google アナリティクス等を活用した、定量的・定性的なサイト分析、アクセス解析を行うこと。

①アクセス解析等

ア. 対象サイト

・県 WEB サイト「VISIT GIFU」（<https://visitgifu.com/>）

イ. 体制の整備

・十分な知識と実績のある技術者を本事業に含めること。

ウ. 分析項目等

・Google アナリティクスの分析項目を基本とするが、県と協議の上、1の目的の達成に寄与する分析項目の追加等に柔軟に対応すること。

- ・分析手法は、目標に対しての達成度をみる絶対分析や、競合サイト間比較、言語別比較、時間軸での変化を追うことで比較劣位な点を見出す相対・相関分析など、1の目的を達成するために必要且つ効果的な分析手法を用いること。
- ・ダッシュボード (Looker Studio) 等を活用するなどし、視覚的に分かりやすい分析・解析レポートを作成すること。
- ・Google の仕様変更等に伴い、経年比較分析等に支障を来すことがないように、必要に応じて、Looker Studio への機能追加・改修、解決ツールの導入・設定を行い、活用すること。
- ・県のインバウンド戦略等を十分に理解した上で、それと整合するターゲット、当該ターゲットに適したコンテンツ、キーワードの適正性、ページタイトル、ページ構成、テキスト、画像等について量・質両面から分析すること。
- ・分析対象ターゲットは、岐阜県の観光に興味・関心のある欧米豪・アジアを中心とする外国人旅行者とするが、好奇心や探究心が強く、本物の体験を通じて地域の伝統・文化、自然等に触れることを好み、長期滞在する傾向にある欧米豪・アジアの高付加価値旅行者を含めること。
- ・ページごとのアクセスの多寡、増減、滞在時間の長短の要因を分析すること。特に、前述の着地型体験コンテンツへの誘導ページ（令和7年度中に作成・公開済み／下記参照）については、今後の効果的な販売促進に資するような分析（コンテンツごとのクリック数、回遊率、回遊動線など）を含めること。
<https://visitgifu.com/discover-gifu/>
- ・今後の県 Web サイトの持続的な改善のため、4（3）も踏まえ、対策の効果（過年度に実施した言語サイト（英語版・繁体字版・フランス語版・スペイン語版・イタリア語版・韓国語版・タイ語版・インドネシア語版）を含む）を検証・分析し、必要な改善策を提案すること。

エ. 分析・解析レポート提出

- ・上記にかかる分析レポートを提出すること。
- ・レポートは図や表を用いるなど、視覚的に分かりやすいものとするとともに、解析等に対する分かりやすい示唆、コメント等を付すこと。
- ・レポート提出時には、県に内容説明を行うこと。
- ・必要な対策等の提言を行うこと。
- ・レポートに盛り込む事項は、適宜、県と協議すること。

(2) 検索エンジン最適化 (SEO) 対策、AI 検索最適化 (AIO) 対策等

4（1）、県 WEB サイトの特徴、これまでのブランディングの取組み等を十分に踏まえた上で、特に、対外的に最重要言語である英語版、繁体字版を中心に、未対策ページ及び対策済みページの強化に対応するために必要且つ効果的な SEO 対策を、適宜優先順位をつけて提案・実施すること。あわせて、英語版、繁体字版以外の言語ページについても、4（1）等を踏まえ、適宜、SEO 対策を実施すること。また、昨今の旅行予約等における生成 AI 利用の高まり等も踏まえ、適宜、各ページの AIO 対策も実施すること。詳細は県と協議の上決定すること。

ア. 具体的な作業等

○対象サイト

英語版	: https://visitgifu.com/
繁体字版	: https://visitgifu.com/tw/
フランス語版	: https://visitgifu.com/fr/
スペイン語版	: https://visitgifu.com/es/
イタリア語版	: https://visitgifu.com/it/
韓国語版	: https://visitgifu.com/ko/
タイ語版	: https://visitgifu.com/th/
インドネシア語版	: https://visitgifu.com/id/

○内部対策・外部対策等の実施

- ・下記に挙げる対策（例）も参照し、効果的な SEO・AIO 対策を予算の範囲内で優先度をつけて実施すること。（企画提案においては、優先度付けの理由とともに実施内容を提案すること）
 - タイトルタグ、ディスクリプションタグ等の最適化
 - 構造化マークアップ
 - 4（1）の分析を踏まえた最適なキーワードの選定と県 WEB サイトへの埋め込み
 - キーワードと整合の取れた WEB ページの改善
 - サイトスピード改善
 - AI フレンドリーのための施策
- ・なお、提案にあたっては、「DiscoverGifu」ページ（<https://visitgifu.com/discover-gifu/>）に掲載している着地型体験コンテンツの販売促進につながるような改善策と見込まれる効果を含む記載とすること。

○効果検証及び改善策の提案

- ・今後の県 Web サイトの持続的な改善のため、4（3）も踏まえ、対策の効果（過年度に実施した言語サイト（英語版・繁体字版・フランス語版・スペイン語版・イタリア語版・韓国語版・タイ語版・インドネシア語版）を含む）を検証・分析し、必要な改善策を提案すること。（再掲）

イ. 体制の整備

- ・SEO・AIO 対策をはじめとするデジタルマーケティング及び対策言語に精通したネイティブである人員を本事業に含めること。
- ・十分な知識と実績のある技術者を本事業に含めること。
- ・効果的な SEO・AIO 対策を提案するとともに、それに係る必要な作業を県 WEB サイト上で行う際等においては、県 WEB サイト保守管理事業者等関係者との協力関係を構築し、十分に調整の上で実施すること。それらにかかる一切の費用は委託費の中に含めること。

(3) 情報発信業務

4（1）を十分に踏まえた上で、サステナブルツーリズム、地域固有の本物の体験への志向等アフターコロナにおける旅行トレンドや、本県が世界に誇る観光資源、前述の着地型体験コンテンツに関係する地域資源を取り入れた効果的なオンライン広告配信等を実施すること。

本情報発信業務については、総事業費の 60%程度（55%から 65%までの間）の費用を充当し、以下のアからコまでの業務について、提案時の社会情勢等を勘案の上、提案し、実施すること。

ただし、最終的な配信国・地域や配信期間、配信コンテンツ、配信手法等については、国内外の社会情勢等を具に観察しながら、都度、県と協議の上、最善策を決定するものとする。そのため、提案した国・地域等でない国・地域等への配信等に際しても、柔軟に対応すること。

ア. 広告配信対象国・地域

- ・広告配信対象国・地域は、欧米豪、アジア・アセアン地域等を中心に選定し、対象国・地域ごとに性別、年代、興味、関心等、ターゲット層を想定した上で、配信設定を行うこと。

イ. 配信時期・期間

- ・広告配信対象国・地域ごとの配信時期・期間及びその根拠を提案すること。

ウ. 広告配信ターゲット

- ・訪日旅行検討層、サステナブルツーリズム（自然、伝統・文化、匠の技等）に関心の高い層に加え、高付加価値旅行者層を中心にターゲットを選定し提案すること。

エ. 広告配信手法

- ・（3）ア、イを踏まえて、県 Web サイト、SNS を活用しながら最適な広告配信手法、配

- 信媒体を選定し提案すること。
- ・基本的な広告手法は以下のとおりとする。
 - ① 動画広告
 - ② バナー広告
 - ③ リスティング広告（検索連動型広告）
 - ④ SNS 広告
 - ・これらに限らず、コスト消費、体験につなげるための、効果的且つ最善と判断される広告配信手法について、適宜、理由とともに提案し実施すること。
- オ. 目標 KPI の設定
- ・広告配信手法ごと、広告配信対象国・地域ごとの目標 KPI（視聴回数、クリック数、回遊率等）を設定し提案すること。
 - ・設定にあたっては、当該 KPI を設定した根拠及び、当該 KPI に係る目標数値、当該目標数値を設定するにあたっての広告単価等含めた根拠、費用をあわせて明示すること。
 - ・なお、目標 KPI を達成した場合も、予算の範囲内で事業効果の最大化を目指し事業を継続すること。
- カ. バナー・テキストの作成等
- ・動画広告において使用する動画は、県公式 You Tube「Go Gifu」に掲載の動画を想定しており、県が別途指定、提供する。また、動画広告及び SNS 広告については、縦型ショート動画も活用し、効果的に配信を行うこと。
 - <参考> <https://www.youtube.com/channel/UCrrWcgUNXEoYka-Gu7Kt8IA>
 - ・バナー広告、SNS 広告においては、ターゲットに訴求でき、且つ、県として発信したいコンテンツに係るバナーを 5 種類以上作成すること。
 - ・リスティング広告に係るキーワードの選定等にあたっては、SEO・AIO 対策との整合、相乗効果を図ること。
- キ. 周遊観光促進のための対策
- ・岐阜県の周辺地域や主要都市圏を訪れる予定のインバウンド旅行者を潜在的な訴求ターゲットと認識し、岐阜県を訪れるきっかけを与えるような対策及び情報発信を提案し、行うこと。
 - ・（例）県 WEB サイト「VISIT GIFU」内「How to get to」に掲載する周辺地域ページを活用した効果的な対策及び情報発信の具体的な方法及び想定される効果。
 - <参考><https://visitgifu.com/how-to-get-to/>
- ク. ランディングページ（以下、「LP」という。）
- ・LP の選定は、1 の目的や、インバウンドの回復状況、広告の内容、広告配信国・地域の嗜好、旅行トレンドに適しているかどうか等を考慮して提案すること。
- ケ. 効果測定・分析及び報告等
- ・広告の配信状況（地域・年齢・性別・表示回数等）及び効果（視聴回数、サイト回遊率等）を分析・検証し、報告すること。あわせて、問題点を洗い出し、改善策（ターゲティング手法、広告配信手法等）を提案すること。分析等事項は適宜、県に協議すること。
- コ. その他留意事項
- ・使用言語は対象地域の言語とすること。
 - ・近隣県や類似観光地を検索しているユーザーへのターゲティング等、より効果的な広告配信手法を提案すること。
 - ・岐阜県 MCC（マイククライアントセンター）のリマーケティングリスト、Meta ビジネスツールのリスト及び類似ユーザーリストを利用可能な範囲で活用すること。
 - ・動画広告において、本県のブランド棄損になり得るような不適切な配信先に流れることを防ぐツール等の活用を提案すること。
- (4) デジタルマーケティング施策の運用に対するアドバイザー業務
- 上記 4 (1) から 4 (3) までを踏まえ、デジタルマーケティングに関して十分な知識を

有し、且つ、過去に自治体等においてアドバイザー業務等の経験を有する者が、足もとの経済・社会動向等を踏まえ、また、県にとって有益なアドバイス等を行うこと。

- ア. 今後有益となる SEO 対策及び AIO 対策の可能性・効果等に係るアドバイス
- イ. 生成 AI の活用可能性に関するアドバイス
- ウ. 今後の県のインバウンド施策に係るデジタル・リアル両面からの有益なアドバイス
 - ・ 県全域への誘客に関するアドバイス
 - ・ 高付加価値旅行者への訴求方法に関するアドバイス
 - ・ ファン・リピーター層への訴求に関するアドバイス
 - ・ 新たな訴求コンテンツ、市場開拓に関するアドバイス
 - ・ Google の Cookie 規制や 1st Party Cookie 等に係るアドバイス
 - ・ 新しいデジタルマーケティング手法に関する情報提供 等
- エ. 令和 9 年度以降に実施する県インバウンド事業に対するアドバイス
 - ・ オンライン、オフライン事業に係るマーケティング、デジタルの視点からのアドバイス（仕様書等）
 - ・ オンライン事業の受託事業者へのアドバイス（広告設定、配信、アクセス解析レポートの確認・分析及び広告運用の改善策や事業最適化等についての提案・助言相談対応）
 - ・ オフライン事業、オンライン事業への来訪者（ユーザー）に関するデータ収集と分析・活用等に関するアドバイス 等
- オ. Google の仕様変更や各国の法規制などデジタルマーケティングを取り巻く社会的動向、新たな技術への対応に関するアドバイス
- カ. 分析結果、データの活用に関するアドバイス
 - ・ 追加・削除・改善等すべきコンテンツに関するアドバイス
 - ・ プロモーションで訴求すべきコンテンツ、分野、ペルソナ等に関するアドバイス 等
- キ. 県 WEB サイトの保守管理事業者へのサイト運用・改善に係るサポート 等
- ク. 分析・計測ツール等の設定及びそれに係る運用方法に関するアドバイス
 - ・ Google タグマネージャー、Google アナリティクス、オンライン広告、Google マイクライアントセンター（MCC）、Meta ビジネススーツ 等
- ケ. 効果検証に関するアドバイス
 - ・ PDCA サイクルの最適化やまわし方、KPI 設定 等
- コ. 県 WEB サイト及び SNS 等運営に関するアドバイス 等
- サ. その他、県が求めるアドバイス

(5) 業務の進捗管理

- ア. 本事業は、インバウンド向けのデジタルマーケティングに精通した者が実施すること。また、本事業を指揮する業務実施責任者を配置し、事業の進捗を管理すること。同責任者はやむを得ない場合を除き、業務が完了するまでの間は変更しないこと。
- イ. 上記 4（1）から 4（4）の実施にあたり、毎月 1 回以上ミーティングを行うこと。
- ウ. ミーティング会場は、原則、岐阜県庁とするが、岐阜県庁での開催が難しい場合は、オンライン上での開催も可とする。
- エ. 1 回あたりの時間は、2 時間程度とすること。なお、内容に応じて、時間を調整することも可とする。
- オ. ミーティングの運営に必要な係る資料・資材・環境設定等は受託者が用意すること。

(6) 留意事項

- ア. 本事業はデジタルマーケティングを実施する職員のスキル向上と組織として効果的なデジタルマーケティング手法の導入・運用を目的とするものである点を十分に留意し、事業を進めること。また必要に応じて、職員へのレクチャー等を実施すること。
- イ. 県 WEB サイトの特徴を十分に理解し、県公式 YouTube 及び県公式 Facebook 等と連動した PR により、相乗効果を図ること。

◇県 WEB サイト「VISIT GIFU」
(<https://visitgifu.com>)

◇県公式 YouTube 「Go Gifu」

(<https://www.youtube.com/channel/UCrrWcgUNXEoYka-Gu7Kt8IA>)

◇県公式 Facebook

「Go Gifu」 <英語>

(<https://www.facebook.com/Go-Gifu-165137586854382/>)

「ก๊ฟ Gifu」 <タイ語>

(<https://www.facebook.com/gifu.th/>)

「Go Gifu Indonesia」 <インドネシア語>

(<https://www.facebook.com/people/Go-GIFU-Indonesia/100057094884514/>)

◇県公式 Instagram 「Go Gifu」

(https://www.instagram.com/gogifu_japan/)

ウ. 透明性確保、費用対効果の明確化のため、広告媒体費と管理運用費は分けて見積もること。

エ. (別紙1)「岐阜県デジタルプロモーション実施時における留意事項」を理解した上で業務を実施すること。

5. 業務完了後の提出書類

受託者は本業務完了後、令和9年3月19日までに以下の(1)～(3)の書類及びデータを提出すること。ただし、分析や成果にかかるデータ比較が月単位となる等のやむを得ない事情がある場合は、報告の一部を令和9年3月末までに追加データとして提出することができる。

(1) 事業報告書

- ・実施内容
- ・広告配信に係る分析データ等
- ・事業の総括
- ・その他報告において必要な事項等

(2) 縦型ショート動画を含む広告配信に係る画像

(3) 委託業務完了届

6. 支払条件等

(1) 受託者は、前条の規定による業務完了届を提出し、県の検査に合格した後、所定の手続きに従って契約金額の支払いを県に請求するものとする。

(2) 県は、前項の正当な請求書を受理したときは、その日から30日以内に契約金額を支払うものとする。

(3) 受託者は、契約金額の2分の1以内の前払金の支払いを県に請求することができる。県は、受託者から前払金の請求があったときは、請求を受けた日から15日以内に前払金を支払うものとする。

7. 著作権等に関する事項

別記1「著作権等取扱特記事項」による。

8. 業務の適正な実施に関する事項

(1) 関係法令の遵守

委託事業の実施にあたっては、関係法令を遵守すること。

(2) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と認めるときは、県と協議の上、その一部を委託することができる。

(3) 個人情報保護

受託者が本業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関

する法律（平成15年法律第57号）第66条の規定に基づき、別記2「個人情報取扱特記事項」のとおり、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。

(4) 守秘義務

受託者は、本業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

(5) 立入検査

県は、事業の執行の適正を期するために必要があるときは、受託者に対して報告させ、又は事務所に立ち入り、関係帳簿類、その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問を行うことができる。

(6) 知的財産権の取り扱い

受託者は、本業務の実現のために必要な受託者が従前より有する知的財産権、あるいは第三者が有する知的財産権については、当該権利の利用にあたり支障のないよう書面により確認しなければならない。書面による確認がない場合に、以後何らかの問題が発生した場合は、受託者の責任により対処することとする。

(7) 情報セキュリティ対策

受託者は、事業実施にあたっては、「岐阜県情報セキュリティ基本方針」、「岐阜県情報セキュリティ対策基準」及び別記3「情報セキュリティに関する特記事項」を遵守すること。

9. 業務の継続が困難となった場合の措置について

受託者との委託契約期間中において、受託者による業務の継続が困難になった場合の措置は、次のとおりとする。

(1) 受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、契約の取消しができる。その場合、県に生じた損害は、受託者が賠償するものとする。

なお、受託者は次期受託者が円滑かつ支障なく当事業の業務を遂行できるよう、業務の引継ぎを行うものとする。

(2) その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他の不可抗力等、双方の責に帰すことができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとする。一定期間内に協議が整わない場合には、それぞれ、事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとする。

なお、受託者は契約の解除等により次期受託者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を延滞なく提供すること。

10. 「岐阜県が行う契約からの暴力団の排除措置に関する措置要綱」に基づく通報義務

(1) 妨害又は不当要求に対する通報義務

受託者は、契約の履行にあたって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察に通報しなければならない。なお、通報がない場合は入札参加資格を停止することがある。

(2) 不当介入による履行期間の延長

受託者は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、県に履行期間の延長を請求することができる。

11. その他

(1) 本仕様書に明示なき事項や業務上の疑義又は変更が発生した場合は、両者協議により、業務を進めるものとする。

(2) 本委託業務の実施にあたっては、県や関係者と十分に協議するとともに、進捗状況に

ついて、随時報告すること。

別記1

著作権等取扱特記事項

(著作者人格権等の帰属)

- 第1 成果物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る同法第18条から第20条までに規定する権利（以下「著作者人格権」という。）及び同法第21条から第28条までに規定する権利（以下「著作権」という。）は乙に帰属する。
- 2 成果物に係る原稿、原画、写真その他の素材が著作物に該当する場合には、当該著作物に係る著作者人格権及び著作権（著作者人格権を有しない場合にあっては、著作権）は、提供した者に帰属する。ただし、甲又は乙が第三者より利用許諾を得ている素材が著作物に該当する場合には、当該第三者に帰属する。

(利用の許諾)

- 第2 乙は、甲に対し、成果物が著作物に該当する場合には、甲が次に掲げる方法で、成果物を利用することを許諾する。
- 一 甲のデジタルマーケティング施策のため、職員及び関係者へ報告書、データ等を配布すること。
 - 二 甲のデジタルマーケティング施策のため、観光ウェブサイトへの掲載、SNSへの投稿およびオンライン広告で画像、動画を利用すること。
 - 三 県のインバウンド施策のため、海外旅行博や商談会等で画像、動画を利用すること。
 - 四 電子データを編集し、改訂すること。
- 2 成果物に係る原稿、原画、写真その他の素材の著作物のうち、次のいずれかの者が著作権を有する場合には、乙は、あらかじめ乙とその者との書面による契約より前項に規定する利用の許諾を得るものとする。
- 一 乙の従業員
 - 二 本件契約によって実施される業務の一部が再委託される場合の再委託先又はその従業員
- 3 甲は、第1項に掲げる方法以外の利用を行う場合には、事前に乙（前項に該当する場合にあっては、前項各号に掲げる者を含む。）に許諾を得るものとする。
- 4 第1項及び第2項の利用許諾の対価は、契約金額に含まれるものとする。

(著作者人格権)

- 第3 甲は、成果物を利用するにあたって、著作者が指定するとおり著作者の表示をするものとする。
- 2 乙は、成果物が著作物に該当する場合において、甲が当該著作物を利用するにあたり、その利用形態に応じてその内容を改変（表現又は題号の変更、翻訳、拡大、縮小、色調の変更、一部切除することをいう。以下同じ。）しようとするときは、その改変に同意する。また、甲は、成果物が著作物に該当しない場合には、当該成果物の内容を乙の承諾なく自由に改変することができる。
- 3 甲は、成果物が著作物に該当する場合において、前項の改変を行うときにおいても、当該成果物の本質的な部分を損なうことが明らかな改変をすることはできない。
- 4 甲は、成果物が著作物に該当する場合において、第2項に定める改変以外の改変を行う場合には、あらかじめ乙の承諾を得るものとする。

(保証)

- 第4 乙は、甲に対し、成果物が第三者の著作権その他第三者の権利を侵害しないものであることを保証するものとする。

(印刷製本物等の電子データが入った納入物の提供)

- 第5 受託者は、発注者に対し、印刷製本物等の電子データが入ったDVD（編集可能な保存形式及びPDF形式）2枚を当該印刷製本物の引渡し時に引き渡すものとする。
- 2 前項の規定により引き渡された納入物の作成の対価は、契約金額に含まれるものとする。
 - 3 第1項の印刷製本物等の電子データが入った納入物の所有権は、当該印刷製本物の引渡し時に発注者に移転する。

(注) 「甲」は岐阜県、「乙」は受託者を指す。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を実施するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適切に行わなければならない。

(責任体制の整備)

第2 乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(責任者等の届出)

第3 乙は、この契約による事務の実施における個人情報の取扱いの責任者及び事務に従事する者（以下「事務従事者」という。）を定め、書面によりあらかじめ、甲に届け出なければならない。責任者及び事務従事者を変更する場合も、同様とする。

2 乙は、責任者に、本特記事項に定める事項を適切に実施するよう事務従事者を監督させなければならない。

3 乙は、事務従事者に、責任者の指示に従い、本特記事項に定める事項を遵守させなければならない。

4 乙は、責任者及び事務従事者を変更する場合の手續を定めなければならない。

(教育の実施)

第4 乙は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、本特記事項において事務従事者が遵守すべき事項その他この契約による事務の適切な実施に必要な教育及び研修を、事務従事者全員（派遣労働者を含む。）に対して実施しなければならない。

(収集の制限)

第5 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集する場合は、事務の目的を明確にし、その目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

2 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集する場合は、本人から収集し、又は本人以外から収集するときは本人の同意を得た上で収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りでない。

(目的外利用・提供の制限)

第6 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りでない。

(漏えい、滅失及び毀損の防止)

第7 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報について、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 乙は、甲からこの契約による事務を処理するために利用する保有個人情報の引渡しを受けた場合は、甲に受領書を提出しなければならない。

3 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を特定し、あらかじめ甲に届け出なければならない。その特定した作業場所を変更しようとするときも、同様とする。

4 乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を作業場所から持ち出してはならない。

5 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を運搬する場合は、その方法（以下「運搬方法」という。）を特定し、あらかじめ甲に届け出なければならない。その特定した運搬方法を変更しようとするときも、同様とする。

6 乙は、事務従事者に対し、身分証明書を常時携帯させるとともに、事業者名を明記した名札等を着用させて事務に従事させなければならない。

7 乙は、この契約による事務を処理するために使用するパソコンや記録媒体（以下「パソコン等」という。）を台帳で管理するものとし、甲が同意した場合を除き、当該パソコン等を作業場所から持ち出してはならない。

8 乙は、この契約による事務を処理するために、私用のパソコン等を使用してはならない。

- 9 乙は、この契約による事務を処理するパソコン等に、ファイル交換ソフトその他個人情報の漏えい等につながるおそれがあるソフトウェアをインストールしてはならない。
- 10 乙は、第1項の個人情報を、秘匿性等その内容に応じて、次の各号の定めるところにより管理しなければならない。
- (1) 個人情報は、金庫、施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室等に保管しなければならない。
 - (2) 個人情報を電子データとして保存又は持ち出す場合は、暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置をとらなければならない。
 - (3) 個人情報を電子データで保管する場合、当該データが記録された記録媒体及びそのバックアップデータの保管状況並びに記録された個人情報の正確性について、定期的に点検しなければならない。
 - (4) 個人情報を管理するための台帳を整備し、個人情報の受渡し、使用、複写又は複製、保管、廃棄等の取扱いの状況、年月日及び担当者を記録しなければならない。

(返還、廃棄又は消去)

- 第8 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報について、事務の完了時に、甲の指示に基づいて返還、廃棄又は消去しなければならない。
- 2 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を廃棄する場合、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。
- 3 乙は、パソコン等に記録されたこの契約による事務に関して知ることのできた個人情報を消去する場合、データ消去用ソフトウェア等を使用し、通常の方法では当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。
- 4 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を廃棄又は消去したときは、完全に廃棄又は消去した旨の証明書（情報項目、媒体名、数量、廃棄又は消去の方法、責任者、立会者、廃棄又は消去の年月日が記載された書面）を甲に提出しなければならない。
- 5 乙は、廃棄又は消去に際し、甲から立会いを求められたときはこれに応じなければならない。

(秘密の保持)

- 第9 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(複写又は複製の禁止)

- 第10 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された保有個人情報が記録された資料等を複写又は複製してはならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りでない。

(再委託の禁止)

- 第11 乙は、この契約による事務については、再委託（第三者にその取扱いを委託することをいう。以下同じ。）をしてはならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りでない。
- 2 乙は、個人情報の取扱いを再委託しようとする場合又は再委託の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ次の各号に規定する項目を記載した書面を甲に提出して甲の承諾を得なければならない。
- (1) 再委託を行う業務の内容
 - (2) 再委託で取り扱う個人情報
 - (3) 再委託の期間
 - (4) 再委託が必要な理由
 - (5) 再委託の相手方（名称、代表者、所在地、連絡先）
 - (6) 再委託の相手方における責任体制並びに責任者及び業務従事者
 - (7) 再委託の相手方に求める個人情報保護措置の内容（契約書等に規定されたものの写し）
 - (8) 再委託の相手方の監督方法
- 3 前項の場合、乙は、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と再委託の相手方との契約内容にかかわらず、甲に対して再委託の相手方による個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。
- 4 乙は、再委託契約において、再委託の相手方に対する監督及び個人情報の安全管理の方法について具体的に規定しなければならない。
- 5 乙は、この契約による事務を再委託した場合、その履行を管理監督するとともに、甲の求めに応じて、その状況等を甲に報告しなければならない。
- 6 再委託した事務をさらに委託すること（以下「再々委託」という。）は原則として認めない。ただし、やむを得ない理由により再々委託が必要となる場合には、第2項中の「再委託の内容を変更しようとする

る場合」として扱うものとする。

7 前項の規定により再々委託を行おうとする場合には、乙はあらかじめ第2項各号に規定する項目を記載した書面に代えて、次の各号に規定する項目を記載した書面を甲に提出して甲の承諾を得なければならない。

- (1) 再々委託を行う業務の内容
- (2) 再々委託で取り扱う個人情報
- (3) 再々委託の期間
- (4) 再々委託が必要な理由
- (5) 再々委託の相手方（名称、代表者、所在地、連絡先）
- (6) 再々委託の相手方における責任体制並びに責任者及び業務従事者
- (7) 再々委託の相手方に求める個人情報保護措置の内容（契約書等に規定されたものの写し）
- (8) 再委託先における再々委託の相手方の監督方法

8 乙は、甲の承諾を得て再々委託を行う場合であっても、再々委託の契約内容にかかわらず、甲に対して個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

（派遣労働者等の利用時の措置）

第12 乙は、この契約による事務を派遣労働者によって行わせる場合、労働者派遣契約書に、秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。その場合の守秘義務の期間は、第9に準ずるものとする。

2 乙は、派遣労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と派遣元との契約内容にかかわらず、甲に対して派遣労働者による個人情報の処理に関する責任を負うものとする。

（立入調査）

第13 甲は、乙がこの契約による事務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について、本特記事項の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうかを確認するため必要があると認めるときは、乙に報告を求めると及び乙の作業場所を立入調査することができるものとし、乙は、甲から改善を指示された場合には、その指示に従わなければならない。

（事故発生時における対応）

第14 乙は、この契約による事務の処理に関して個人情報の漏えい等があった場合は、当該漏えい等に係る個人情報の内容、数量、発生場所、発生状況等を書面により甲に直ちに報告し、その指示に従わなければならない。

2 乙は、前項の漏えい等があった場合には、直ちに被害を最小限にするための措置を講ずるとともに、前項の指示に基づいて、当該漏えい等に係る事実関係を当該漏えい等のあった個人情報の本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態にする等の措置を講ずるものとする。

3 乙は、甲と協議の上、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該漏えい等に係る事実関係、発生原因及び再発防止策の公表に努めなければならない。

（契約の解除）

第15 甲は、乙が本特記事項に定める義務を果たさない場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

2 乙は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、甲にその損害の賠償を求めることはできない。

（損害賠償）

第16 乙は、本特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲が損害を被った場合には、甲にその損害を賠償しなければならない。

（注）「甲」は岐阜県、「乙」は受託者を指す。

情報セキュリティに関する特記事項

岐阜県観光文化スポーツ部 観光誘客推進課

(基本的事項)

第1条 本特記事項は、本契約による業務(以下「本業務」という。)の実施に当たって受託者が守るべき事項について、岐阜県情報セキュリティ基本方針、岐阜県情報セキュリティ対策基準に基づき情報セキュリティに関する特記事項(以下「セキュリティ特記事項」という。)として定めるものである。

(用語の定義)

第2条 情報資産とは、次に掲げるものをいう。

- (1) ネットワーク、情報システム及びこれらに関する設備並びに電磁的記録媒体(USBメモリ等を含む。)
- (2) ネットワーク及び情報システムで取り扱う情報(これを印刷した文書を含む。)
- (3) ネットワーク及び情報システムに関連する文書

(責任体制の明確化)

第3条 受託者は、発注者に対して、本業務に係る情報セキュリティに責任を有する者(以下「セキュリティ管理責任者」という。)を書面で明らかにしなければならない。

2 受託者は、セキュリティ管理責任者に変更がある場合は、速やかに書面で発注者に連絡しなければならない。

(業務従事者の特定)

第4条 受託者は、発注者の要求があったときは、要求を受けた日から1週間以内に、本業務の従事者(派遣社員、アルバイト、非常勤職員、臨時職員等を含む。以下同じ。)を書面で明らかにしなければならない。

2 本業務の従事者に変更がある場合は、受託者は速やかに連絡し、発注者からの要求があれば書面で発注者に報告しなければならない。

3 本業務の履行のため、本業務の従事者が発注者の管理する区域に立ち入る場合は、身分証明書を常時携帯させ、及び個人名と事業者名の記載された名札を着用させなければならない。また、入退室管理が行われているところに立ち入る場合は、発注者の指示に従わなければならない。

(教育の実施)

第5条 受託者は、本業務の従事者に対して、情報セキュリティに関する教育(セキュリティ特記事項の遵守を含む。)など本業務の履行に必要な教育を実施するとともに、関係法令及び関係規程を遵守させるため、必要な措置を講じなければならない。

(守秘義務)

第6条 受託者は、本業務の履行に際し知り得た情報及び発注者が秘密と指定した情報(以下「取得情報」という。)を厳重に管理し、従事者の他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(情報資産の利用場所)

第7条 受託者は、発注者の事前の承認がある場合を除き、本業務を処理するために発注者から引き渡され、又は自らが取得し、若しくは作成した情報資産(所有権又は使用権が発注者に帰属するものに限る。以下「管理対象情報」という。)を、発注者が指示した場所以外で利用してはならな

い。

(情報資産の適切な管理)

第8条 受託者は、次の各号に掲げる事項を遵守するほか、取得情報及び管理対象情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

- (1) 第4条第1項の規定により明らかにした本業務の従事者以外の者に本業務を処理させないこと。さらに、従事者以外が情報資産にアクセスできないようにするためのパスワードによるアクセス制限等必要な処置を行い、その措置の妥当性について発注者に報告すること。
- (2) 本業務を処理することができる機器等は、受託者の管理に属するものに限定するものとし、受託者の役員、従業員その他の者が私的に使用する機器等受託者の管理に属さないものを利用して本業務を処理させないこと。
- (3) 発注者の指示又は事前の承認を受けた場合を除き、本業務を処理するために管理対象情報を、第7条の規定により発注者が指示した場所以外に持ち出さないこと。なお、発注者の指示又は承認を受けて持ち出すときは、運搬中の指示事項の従事者への徹底、データの暗号化など安全確保のために必要な措置を講ずること。
- (4) 発注者の指示又は事前の承認がある場合を除き、本業務を処理するために発注者から引き渡された情報資産を複写し、又は複製してはならないこと。
- (5) 管理対象情報を、業務終了後直ちに発注者に引き渡すこと。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示に従うこと。
- (6) 管理対象情報を、発注者の指示又は事前の承認を得て廃棄するときは、当該情報資産が判読できないよう必要な措置を講ずること。また、廃棄後は適切な措置が講じられたことを証明するために廃棄手順も含めた文書を発注者へ提出すること。

(情報資産の利用及び提供の制限)

第9条 受託者は、発注者の指示又は事前の承認がある場合を除き、取得情報及び管理対象情報を、契約の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

(再委託)

第10条 受託者は、本業務を一括して第三者に再委託してはならない。また、本業務の一部を再委託する場合は、発注者の書面による承認を必要とし、再委託ができるのは、原則として再々委託までとする。

- 2 受託者は、発注者に再委託の報告をする場合は、再委託する理由及び内容、再委託先事業者の名称及び所在地、再委託先事業者において取り扱う情報、再委託先事業者における安全確保措置の実施方法、再委託先事業者におけるセキュリティ責任者及び再委託事業者に対する管理監督の方法等を書面により明らかにしなければならない。
- 3 受託者は、発注者の書面による承認を得て本業務の一部を再委託するときは、再委託先事業者に対して、セキュリティ特記事項(第3条並びに第4条第1項及び第2項を除く。)の遵守を義務づけるとともに、これに対する管理及び監督を徹底しなければならない。また受託者は、発注者の要求があったときは、要求を受けた日から1週間以内に、再委託先(再々委託している場合は再々委託先も含む。)における本業務の従事者を書面で明らかにしなければならない。
- 4 受託者は、再委託先事業者におけるセキュリティ管理責任者に変更がある場合は、速やかに書面で発注者に連絡しなければならない。

(調査)

第11条 発注者は、受託者が本業務を履行するために確保している情報セキュリティ対策の状況を

定期的に確認し、調査する必要があると認めるときは、受託者の建物も含め実地に調査し、又は受託者に対して説明若しくは報告をさせることができる。

(指示)

第12条 発注者は、受託者が本業務を履行するために確保している情報セキュリティ対策の状況について、不相当と認めるときは、受託者に対して必要な指示を行うことができる。

(事故等報告)

第13条 受託者は、本業務に関する情報漏えい、改ざん、紛失、破壊等の情報セキュリティ事件又は事故(以下「事故等」という。)が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、その事故等の発生に係る帰責にかかわらず、直ちに発注者に報告し、速やかに応急措置を講じた後、遅滞なく当該事故等に係る報告書及び以後の対処方針を記した文書を提出し、発注者の指示に従わなければならない。

2 受託者は、本業務について事故等が発生した場合は、発注者が県民に対し適切に説明するため、受託者の名称を含む当該事故等の概要の公表を必要に応じて行うことを受忍しなければならない。

(実施責任)

第14条 受託者は、情報セキュリティを確保するために必要な管理体制を整備しなければならない。

2 受託者は、情報セキュリティに関する考え方や方針に関する宣言の策定・公表により、自らが行う保護措置等を対外的に明確にし、説明責任を果たすよう努めなければならない。

(納品物のセキュリティ)

第15条 受託者は納品物にセキュリティ上の問題が発見された場合は、遅滞なく発注者に連絡し、発注者からの指示によりユーザ及び関係者に情報を通知するとともに、問題を解決するための適切な処置を行わなければならない。

(体制報告書)

第16条 受託者は、本業務を実施するにあたり、自らが行うセキュリティ対策について明らかにした体制報告書を作成し、発注者に提出しなければならない。

(履行報告書)

第17条 受託者は、本業務を実施するにあたり、自らが行うセキュリティ対策の履行状況について明らかにした履行状況報告書を作成し、1年に1回以上発注者に提出しなければならない。

(実施報告書)

第18条 受託者は、本業務の完了を報告するにあたり、自らが行ったセキュリティ対策について明らかにした実施報告書を作成し、発注者に提出しなければならない。

年 月 日

岐阜県知事 様

所在地

名称

代表者職氏名

情報セキュリティ体制報告書

_____に基づき、次のとおり、情報セキュリティ体制を確保していることを確認しましたので報告します。

情報セキュリティ責任者名	〇〇 〇〇
対策項目	確認欄
1. メール誤送信防止システムの導入の有無について	
メール送信時に宛先を秘匿する（Bcc 強制変換機能）等といったメール誤送信を防止するためのシステムを導入している。 【導入しているシステムの概要を記載（又は概要資料を添付）】	<input type="checkbox"/>
メール誤送信を防止するためのシステムを導入していない場合は、複数人に電子メールを送信する場合は、必要がある場合を除き、メールアドレスをBCC欄に設定し、複数人で確認のうえ送信している。	<input type="checkbox"/>
2. 情報セキュリティマネジメントシステムについて	
ISMS (Information Security Management System) 適合性評価制度による認証を取得している。 【ISMS 認証を取得していることが分かる資料を添付】	<input type="checkbox"/>
※ISMS 認証を取得している場合は以下3及び4の確認は不要	
3. システム的対策	
(1) リスク低減のための措置	
① パスワードが単純でないかの確認、アクセス権限の確認・多要素認証の利用・不要なアカウントの削除等により、本人認証を強化している。	<input type="checkbox"/>
② IoT 機器を含む情報資産の保有状況を把握している。	<input type="checkbox"/>
③ セキュリティパッチ（最新のファームウェアや更新プログラム等）を迅速に適用している。	<input type="checkbox"/>
(2) インシデントの早期検知のための取り組み ※委託業務内容にシステム構築等の業務が含まれない場合は回答しなくともよい	
① サーバ等における各種ログを確認している。	<input type="checkbox"/>
② 通信の監視・分析やアクセスコントロールを点検している。	<input type="checkbox"/>
(3) インシデント発生時の適切な対処・回復	
データ消失等に備えて、データのバックアップの実施及び復旧手順を確認している。 【バックアップ内容や復旧手順等について概要を記載（又は概要資料を添付）】	<input type="checkbox"/>
4. 人的対策	
(1) 組織における対策	

	<p>① セキュリティ事故発生時に備えて、対外応答や社内連絡体制等を準備し、事故を認知した際の対処手順を確認している。 【事故発生時の報告体制及び対処手順等の概要を記載（又は概要資料を添付）】</p>	□
	<p>②定期的に情報セキュリティに関する研修を行っている。 【研修計画について概要を記載（又は概要資料を添付）】</p>	□
	<p>③不審なメールを受信した際には、情報セキュリティ担当者等に迅速に連絡・相談する体制としている。 【連絡・相談体制について概要を記載（又は概要資料を添付）】</p>	□
<p>(2) 各個人における対策</p>		
	<p>文書・メールの送受信時に注意すべき事項について、パソコン・作業場所の近くに貼付する又は定期的に周知する等により注意喚起している。 【実際の注意喚起内容の概要を記載（又は通知、掲示資料等を添付）】</p>	□

※未実施の項目がある場合は、その代替手段及び今後の対応方針について報告すること

※本報告書は委託事業者の情報セキュリティ対策状況を確認するものであり、本報告書の対策項目について未実施のものがあることだけを以て契約違反となるものではない。

年 月 日

岐阜県知事 様

所在地

名称

代表者職氏名

情報セキュリティ対策履行状況報告書

に基づき、情報セキュリティ体制報告書における情報セキュリティ対策について、履行状況を報告します。

情報セキュリティ対策の履行状況の概要を記載（又は概要資料を添付）

年 月 日

岐阜県知事 様

所在地

名称

代表者職氏名

情報セキュリティ対策実施報告書

_____に基づき、情報セキュリティ体制報告書における情報セキュリティ対策について、遺漏なく実施しましたので報告します。

情報セキュリティ対策の実施内容の概要を記載（又は概要資料を添付）

(別紙1)

岐阜県デジタルプロモーション実施時における留意事項

岐阜県観光誘客推進課

岐阜県及び受託者で協議の上、以下の業務を行うこと。

1 Google Analytics のアカウント管理に関すること

- (1) 本事業用に導入した Google Analytics 上に、本事業における目標設定を行うこと。また、その結果を分析の上、改善策を最終レポートに必ず記載すること。
- (2) 各種アカウント作成時は、岐阜県の承認を得ること。また、本事業において作成したアカウントは、事業完了後、一切の権利を岐阜県に譲渡すること。

2 岐阜県 Google タグマネージャーの管理に関すること

- (1) 本事業に関連する WEB サイトに、各種計測、リターゲティング等に関するタグを導入する際は、岐阜県が別途指定する「岐阜県 Google タグマネージャー」により、その管理を行うこと。
- (2) 受託者は、「岐阜県 Google タグマネージャー」の使用にあたり、岐阜県の承認を得た上でタグ及びトリガーの設定を行うとともに、タグの発火テストを実施し、その結果を岐阜県に報告すること。
- (3) 「岐阜県 Google タグマネージャー」で設定したものについては、事業完了後、一切の権利を岐阜県に譲渡すること。

3 適正なデジタルプロモーションの実施に関すること

- (1) 透明性確保、費用対効果の明確化のため、広告媒体費と管理運用費は分けて見積もること。
- (2) 本事業用 Google Analytics による効果測定を行うため、岐阜県が別途示すルールに基づき、各広告媒体タグのパラメータを設定し、データの蓄積を行うこと。
- (3) 本事業に関連する WEB サイトには、岐阜県が指定するリマーケティングタグを設定し、訪問者データを蓄積すること。なお、タグの設定は、「岐阜県 Google タグマネージャー」のコンテナ内で行うこと。

4 Google 広告の利用に関すること

- (1) Google 広告運用を行う際は、岐阜県の公式 MCC (マイククライアントセンター) 及び本事業用 Google Analytics とリンクさせること。
- (2) Google 広告アカウント及び本事業用 Google Analytics それぞれにおいて、効果的と考えられるリマーケティングリストを設定し、岐阜県の公式 MCC と共有させること。
- (3) Google が提供する無料調査 (「ブランドリフト効果測定」等) が利用できる場合には、その調査項目等について岐阜県と協議の上、調査を実施すること。

5 SNS 広告の利用に関すること

- (1) 岐阜県公式 SNS のビジネスマネージャーや岐阜県が別途指定する SNS ページに広告アカウントをリンクさせること。
- (2) SNS 広告を展開する場合は、岐阜県に対し、アナリストの権限を付与すること。
- (3) WEB サイト訪問者に対する SNS のリマーケティングの設定を行うこと。

6 動画制作・動画広告の実施に関すること

- (1) 岐阜県が今後もデジタルプロモーションを行うこと考慮し、動画視聴者のアクセス情報（動画視聴者リマーケティングリスト等）を蓄積すること
- (2) YouTube を利用する場合は、作成した動画は岐阜県の公式 YouTube チャンネルへ掲載を行うこと。なお、YouTube チャンネルへの掲載にあたっては、動画タイトル、動画説明文、タグ、カテゴリ、公開範囲及びサムネイル等の必要な設定を行うとともに、効果的な SEO 対策を行うこと。
- (3) 動画視聴に関するデータや効果的な広告手法を検討するため、Google 広告を利用する場合は、YouTube チャンネルと Google 広告アカウントをリンクさせること。